

社会福祉法人磐田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所
「磐田市社協ケアサービス」運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人磐田市社会福祉協議会が開設する磐田市社協ケアサービス（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、要介護者等が保健・医療・福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等の依頼を受けて居宅サービス計画を作成するとともに、その計画に基づいてサービスの提供が確保されるよう、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

2 要介護認定に係る訪問調査については、磐田市からの委託を受けて実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 磐田市社協ケアサービス
- (2) 所在地 磐田市見付3070番地1

(職員の職種、人数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、人数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人（常勤職員）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- (2) 介護支援専門員 1人以上配置
介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成するとともに、事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。
- (3) 事務職員 社会福祉士、社会福祉主事等若干名
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、磐田市の区域とする。

(事業の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 居宅サービス計画の作成

提供方法

- ・利用者の相談を受ける場所 利用者の居宅等
- ・使用する課題分析票の種類 全社協方式
- ・サービス担当者会議の場所 利用者の居宅等

・モニタリング頻度 月1回以上

(2) サービス事業者との連絡調整、介護保険施設の紹介

(3) 磐田市から委託を受けて行う訪問調査

2 前条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

1キロメートルにつき37円

この場合、通常の事業の実施地域にかかる部分については徴収しない。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名及び押印を受けるものとする。

(その他運営について留意事項)

第8条 事業者は、介護支援専門員の資的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3箇月以内

(2) 継続研修 年4回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する義務を負う。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員との雇用契約の内容とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の設置、指針の整備、研修、訓練の実施等必要な措置を講じる。

この規程に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(社会福祉法人磐田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「磐田市社協ケアサービスふくで」運営規程等の廃止)

2 次に掲げる規程は、廃止する。

(1) 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「磐田市社協ケアサービスふくで」運営規程

(2) 社会福祉法人磐田市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所「磐田市社協ケアサービスとよだ」運営規程

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。